



# 埼玉県報

第600号  
令和7年(2025年)  
3月18日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）
- 埼玉県警察組織規則等の一部を改正する規則（警務課）

### 告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 県道熊谷小川秩父線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道熊谷小川秩父線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取消し（選挙管理委員会）

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「前記」の次に「第1項及び」を加える。

附 則

この規則は、令和7年3月18日から施行する。

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第4号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項を次のように改める。

（刑事部の分課）

第26条 刑事部に、組織犯罪対策局を置くもののほか、次の6課及び1所を置く。

刑事総務課

捜査支援課

捜査第一課

捜査第二課

捜査第三課

鑑識課

科学捜査研究所

第27条第11号中「他の課、所及び隊」を「他の課及び所」に改め、同号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を削り、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 犯罪統計に関すること。

(8) 通訳及び翻訳に関すること。

第33条を削り、第32条を第33条とし、第28条から第31条までを1条ずつ繰り下げ、第27条の次に次の1条を加える。

（捜査支援課）

第28条 捜査支援課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 犯罪捜査に関する情報の収集及び分析その他の犯罪捜査の支援に関すること。

(2) 重要事件の初動捜査に関すること。

第59条の2を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十九号

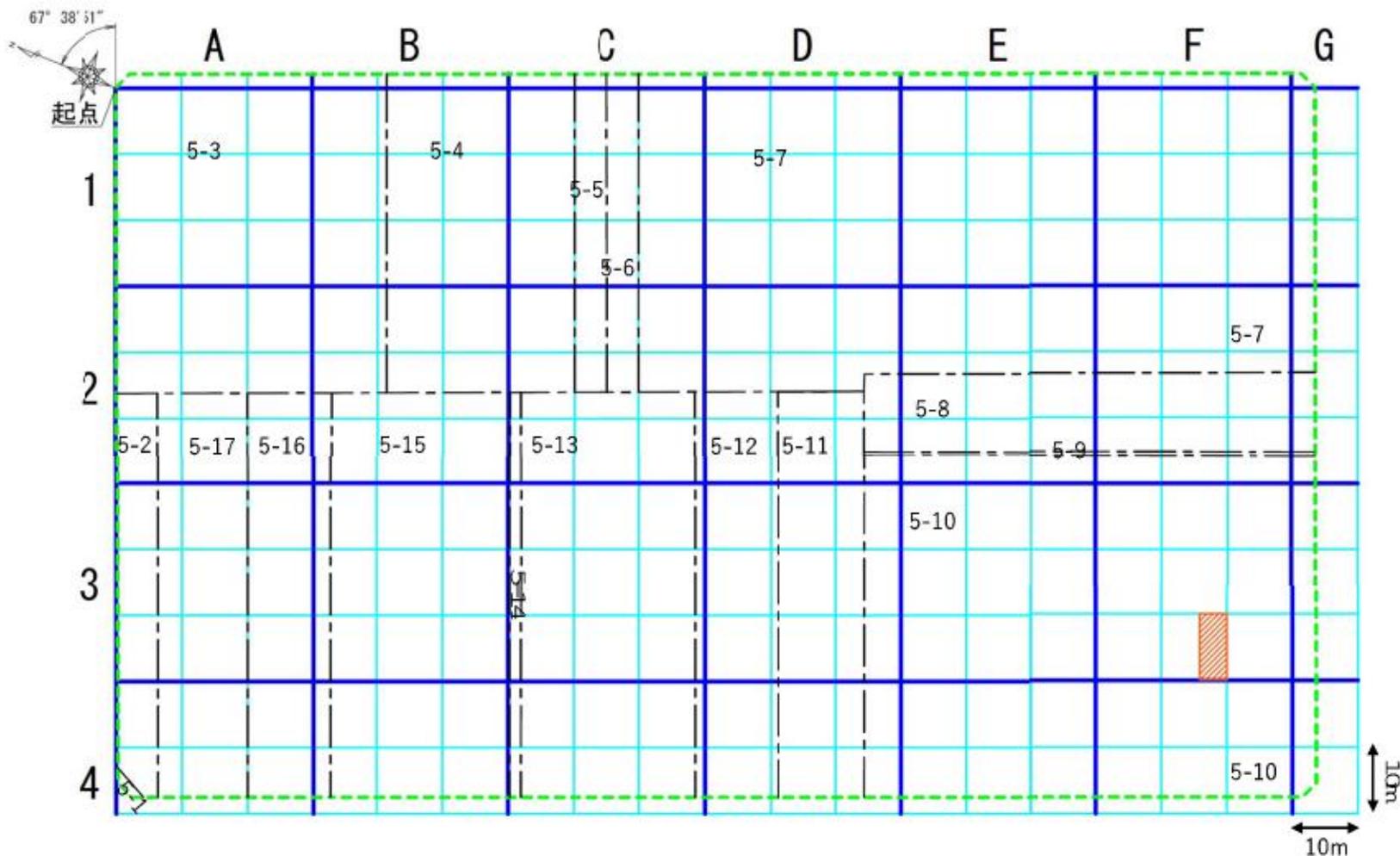
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年埼玉県告示第百二十八号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和七年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県入間市狭山台三丁目五番十の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

# 別図



**【起点】**  
 起点は入間市狭山台三丁目5番3の最北端とする。

**【格子の回転角】**  
 67° 38' 51"  
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

- 凡例**
- 敷地境界
  - 30m格子
  - 単位区画
  - 地番境界
  - 形質変更時要届出区域を解除する区画

# 告 示

## 埼玉県告示第百七十号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一九―二八―二号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県行田市大字若小玉字枳千八百九十二番三 外十三筆

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 五千六十九立方メートル

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

| 新                   | 旧   | 旧新別                     |
|---------------------|---|-------------------------|
| <p>一九三〇番一地先まで</p>   | <p>比企郡小川町大字上横田<br/>字稲荷前五二九番一地先から<br/>同郡同町大字上横田字坂下</p> | <p>区<br/>間</p>          |
| <p>一一・二〇〇～一七・八〇</p> | <p>九・七〇〇～一六・〇〇</p>                                    | <p>敷地の幅員<br/>(メートル)</p> |
|                     | <p>一八〇・〇〇</p>   | <p>延長<br/>(メートル)</p>    |
|                     | <p>歩道整備工事による。</p>                                     | <p>備考</p>               |

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

|         |   |
|---------|---|
| 路線名     | 熊谷小川秩父線   |
| 供用開始の区間 | 比企郡小川町大字上横田字稲荷前五二九番一地先から同郡同町大字上横田字坂下一九三〇番一地先まで                      |
| 供用開始の期日 | 令和七年三月十八日   |
| 備考      | 令和七年三月十八日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の供用開始である。<br>延長一八〇・〇〇メートル。 |

# 告示

## 埼玉県選管告示第六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、深谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和七年三月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

|                 |                    |      |      |
|-----------------|--------------------|------|------|
| 施設の名称           | 所在地                | 管理者  | 収容人員 |
| 深谷市男女共同参画推進センター | 埼玉県深谷市上柴町西四丁目二番地一四 | 深谷市長 | 一五〇人 |